

平成27年(ワ)第11996号、平成28年(ワ)第2023号、平成28年(ワ)
第2895号 個人番号利用差止等請求事件

原告 平野かおる ほか144名

被告 国

準備書面18

2020(令和2)年1月17日

大阪地方裁判所第24民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大江洋一



同 辰巳創史



1 番号法12条は民間事業者に安全管理措置を義務付けているところ、民間事業者が安全管理措置を実施するためには、多大な負担や労力を強いられる(甲51)。

したがって、番号制度は、被告が主張する「国民の利便性の向上」(被告第5準備書面・9頁以下、被告第1準備書面16頁以下)は認められず、単に行政効率化を図るために、国民に負担を押し付ける制度である。また、これまで被告は、事業者に多大な負担や労力を強いることについて何ら主張していない。このように、番号制度は、正当な行政目的によるものとは評価できない。

なお、番号制度による行政効率化がほとんど認められないことについては、原告らは既に主張しているところである(2018年3月1日付準備書面7・4頁以降、同年10月11日付準備書面10・27頁以降参照)。

2 原告疋田は、税理士であるところ、税理士の場合、自ら雇用している従業員の

マイナンバーを取り扱うだけでなく、税務手続において、申告等の手続の際に、顧客の委託を受け、顧客及びその従業員や取引先のマイナンバーを取り扱う必要がある（甲51・1、2頁）。

したがって、原告疋田は、個人番号関係事務実施者として、安全管理措置義務を執ることを番号法12条により義務付けられているところ、その具体的な内容は、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（甲52、以下「ガイドライン」という。）等を参照することになっている。そして、ガイドライン18頁以下の「第4－2 特定個人情報の安全管理措置等」において、安全管理措置の具体的な内容については、ガイドライン「第4－2－（2） 安全管理措置」及び「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」（甲52・47頁以下、以下「安全措置集」という。）を参照することが記載されている。

原告疋田は、税務手続において、税理士が申告等の手続を行う際、個人番号を記載する事務が発生する。その際、個人番号提供者ごとに、利用状況の説明ができるように管理を行い、個人番号提供者から管理状況の開示を求められた場合、提供する義務が伴う。これは退職した従業員や契約の完了した個人番号提供者であっても、税務申告手続を行った書類の法定保管期限に従わなければならない。また、法定保存年限を経過した場合は速やかに廃棄を求められている（甲51・3頁）。しかしながら、ガイドライン及び安全措置集には、中小規模事業者が特例的に省略することができる措置等は定められていない。

3 (1) 原告疋田は、個人番号関係事務実施者としての業務を行うために、安全措置集に従い、当該事務の責任者及び事務取扱担当者を定める必要があり、これらの者は当該事務の基本方針及び取扱要領などの策定を行う。当該事務の責任者及び事務取扱担当者が当該事務の基本方針及び取扱要領などの策定を行う場合、所要の書籍の購入による自習や行政機関や民間機関が実施するセミナー受講などで理解を深める必要があり、事業者である原告疋田には、当

該事務の責任者及び事務取扱担当者に理解を深めさせ作業を行うための費用及びその人件費の負担が発生する。(甲 5 1 ・ 2 頁)。

この点について、安全措置集では、①安全管理措置の検討手順、②講すべき安全管理措置の内容が記載されており、講すべき安全管理措置の内容として、A：基本方針の策定、B：取扱規程等の策定、C：組織的安全管理措置の内容、D：人的安全管理措置、E：物理的安全管理措置、F：技術的安全管理措置について定めている(甲 5 2 ・ 4 9 頁)。

なお、②講すべき安全管理措置内容では、従業員が 100 人以下の中小規模事業者については、事務で取り扱う個人番号の数が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業者が限定的であること等から、特例的な対応方法を定めている(甲 5 2 ・ 5 0 頁)。もっとも、原告疋田が顧客から委託を受ける税理士業務においては、従業員数が 100 人を超える事業者もいることから、原則的な対応業務を求められる(甲 5 1 ・ 2 頁)。

(2) その後、原告疋田は、基本方針及び取扱規定等を策定するが、原告疋田には、それらを運用するための日数分の人件費及び事務費が発生する(甲 5 1 ・ 2 頁)。

この点について、安全措置集では、A：基本方針の策定、及び B：取扱規程等の策定において、当該事務の責任者及び事務取扱担当者を定め、これらの者は当該事務の基本方針及び取扱要領などを策定することが規定されている(甲 5 2 ・ 5 0、5 1 頁)。

なお、安全措置集では、中小規模事業者については、取扱要領を明確化し、事務引継ぎの際は確実な引継ぎを行い、責任者が監督することとされているが、特例的に省略できる事務について何ら記載はない(甲 5 2 ・ 5 0、5 1 頁)。

また、安全措置集には、C：組織的安全管理措置の内容において、特定個人情報を取り扱う責任者及び事務取扱担当者を明示し、苦情処理などの窓口

の設置を求めている。中小規模事業者においては、事務担当者が複数いる場合は、責任者と事務取扱担当者を区分する方が望ましいと定めているが、特例的に省略できる措置について何ら記載はない（甲52・51、52頁）。

(3) 原告疋田は、安全管理措置の運用のために、従業員等からマイナンバーカードや通知カード及び免許証等の写しまたは提示を受けて写しを作成する。また、マイナンバーを收受した場合、マイナンバー收受の際の收受簿への記載及び施錠のできる保管庫への簿書等の保管、ならびに施錠できる場所での保管庫の設置などが必要となる。データ処理する場合は、マイナンバー専用のデータ管理ソフトの購入及び保守管理費用、当該システムを保存し運用するためのパソコンシステムの購入及び保守管理費用が発生する。同時にパソコンシステムは盗難防止のため、チェーンなどによる固定物との連携も求められている。さらには、大規模事業者によっては、外部の管理会社に委託して従業員等から提供を受けたマイナンバーの管理を行っており、毎月管理コストが発生している（甲51・3頁）。

この点について、安全措置集には、D：人的安全管理措置、E：物理的安全管理措置及びF：技術的安全管理措置について定めている（甲52・54～57頁）。

(4) 以上から、原告疋田は、マイナンバー関連の管理に係る初期費用として保管庫、マイナンバー専用管理ソフト、その他諸費用を合計すると約50万円程度負担し、運用費用は保守料約5万円及び対応人件費を含めると毎年10万円程度の負担が想定される（甲51・3頁）。

4 このように、結果的に多くの事業者が安全管理措置義務を実施するに際しては、新たな負担を強いられている。このような民間事業者の労力や負担は、被告の費用対効果の主張（被告第5準備書面・9頁以下）の中には出てきておらず、こうした負担に見合うだけの「国民利便性の向上」はまったくない。

以上